今治市福祉センターに係る指定予定者となる団体の選定について

担当課：健康福祉部健康福祉政策局福祉政策課

今治市福祉センターに係る指定予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1　施設の概要

（１）所　在　地

施設の名称	所在地
今治市総合福祉センター	今治市南宝来町一丁目９番地８
今治市玉川福祉センター	今治市玉川町大野甲 86 番地１

（２）施設の設置目的

上記の各福祉センターは、本市の在宅福祉その他の福祉サービスを実施し、住民の社会福祉の増進を図るために設けられた施設であり、いずれの福祉センターもそれぞれの地域において、市民の福祉サービスの拠点となるべき使命を有している。

2　申請概要

（１）申請受付期間　令和８年９月 24 日（木）～令和８年９月 30 日（水）

（２）申請者（１団体）

団体名	代表者名	住所
社会福祉法人 今治市社会福祉協議会	会長 松田　敏彦	今治市南宝来町一丁目９番地８

3　審査の概要と結果

（１）審査の方式

今治市福祉センター指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

（２）審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保	（確保されない場合は失格）
【Ⅱ】施設の効用を最大限に発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・利用料金設定額 ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性	40 点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性	25 点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・申請者の安定性及び信頼性 ・実現の可能性	30 点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 ・障がい者雇用への取組み ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み ・子育て支援への取組み ・実現の可能性	15 点
【Ⅵ】申請者の実績 ・モニタリング結果	8 点
【Ⅶ】全般 ・申請者の取組み姿勢	25 点
合計点数	143 点

（３）審査結果

審査結果は、次表のとおりです。

団体名	社会福祉法人　今治市社会福祉協議会
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	32.8点
審査基準Ⅲ	15.0点
審査基準Ⅳ	25.2点
審査基準Ⅴ	11.6点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	21.2点
合計	110.8点

○審査基準Ⅰについては、適正と認められた。

○審査基準Ⅱについては、当該施設の適切な管理運営実績があり、今後についても、適正な管理が確保されている点が評価された。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額（279,500千円（５年間））と同等であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額（５年間）：279,500千円）

○審査基準Ⅳについては、地域や関連団体との連携体制が、安定性・信頼性を得るものであると評価された。

○審査基準Ⅴについては、今治市内に本部・支部があり、職員の地元雇用を積極的に行っている点が評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「Ｂ」であり、実績が十分にあると認められた。

○審査基準Ⅶについては、設置目的や公共性が十分理解できており、福祉センターを拠点として、地域に密着した福祉の増進が図られることが期待できる点が評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が、利用者の平等な利用を確保することができること、施設の管理を安定して行う人的及び物的能力を有するものであること及び施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、今治市社会福祉協議会を指定予定者として選定した。

また、今治市社会福祉協議会に対しては、職員に対する研修内容の拡充および実施頻度の見直しや、利用者の満足度を高めるため事業を固定化させず、工夫を凝らした新しい取組や運営方法を検討していただきたい旨の要望があったことを合わせて報告する。

※点数は各委員の平均値

４　指定期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで